

BizSt News

いつでもハッピー

ビジネススタイリストは 笑顔のあふれる会社づくりをサポートします 第65号



今年は冬の後、春を飛び越えて夏のような…
過ぎやすい季節である春や秋が短いのもとても残念
オフィス街では早くも日傘の花が咲いています！
この時期の紫外線には油断禁物です！

皇月
5
2010

今月号のコンテンツ

トップページ	・雇用保険制度が変わっています
労務管理情報	・パパ・ママ育休プラス制度の新設 ・国民健康保険料の軽減措置
BizStスタッフの非日常	
就業規則のツボ	・変更したら届出も!
賃金制度のコツ	・社会保険料の仕組みを知って…

雇用保険制度が変わっています

今年の4月1日から雇用保険制度が変わっているの、その変更点について確認してみましょう。

主な改正点は次の通りです。

- 非正規労働者の雇用保険適用拡大
- 雇用保険料率の変更
- 雇用保険未加入者の遡及適用期間拡大

非正規労働者の 雇用保険適用拡大！

短時間就労者や派遣労働者の雇用保険適用範囲が拡大しています。

【以前】

雇用保険に加入できる要件は…
6ヶ月以上の雇用見込みがある
 1週間の所定労働時間が20時間以上
 でしたが…

【4月1日から】

雇用保険に加入できる要件は…
31日以上の雇用見込みがある
 1週間の所定労働時間が20時間以上

となっています。
 注意したいのは、『31日以上雇用見込み』とはどういうことか、です。
 これは、31日以上雇用が継続しないことが明らかである場合以外は全て該当します。
 ですから、契約更新の可能性がある場合や更新規定はないものの同様の雇用契約によって31日以上雇用された実績がある場合などは雇用見込みがあることとなります。

雇用保険料率の変更！

既にご案内していますが、雇用保険料率が変更になっています。

【以前】

- ・従業員負担（一般）1000分の**4**
- ・会社負担（一般）1000分の**7**

【4月1日から】

- ・従業員負担（一般）1000分の**6**
- ・会社負担（一般）1000分の**9.5**

雇用保険未加入者の 遡及適用期間拡大！

会社が雇用保険の資格取得を行っていないため雇用保険に未加入となっていた従業員が雇用保険に遡って加入しようとする場合、今までは遡及できるのは2年間に限られていました。

しかし、会社から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等により確認できる場合などであれば、本人に落ち度があるわけではないため、救済措置として**2年を超えて雇用保険に加入**することができるようになります。

注)この措置に限り4月1日からではなく、3月31日から9ヶ月以内の政令で定める日からの適用となっています。



労務管理 情報！

今月の差込情報はコレです！

パパ・ママ育休プラス

育児休業法の改正によって6月30日から新たな制度が生まれています。その代表格がこの制度！

国民健康保険軽減

退職した後の健康保険制度で国民健康保険を選択する場合、今までにはない軽減措置があります！

*この記事の詳細は、ニュースにはさみこんだ書類をご覧ください。



ゆいちゃん(大西の長女)は漫画を描くのが大好き 4コマ漫画担当です

ビジネスマンスタッフの非日常！ ビジネスマンスタッフの素顔をご紹介します

「感謝・感謝・感謝」



大西 美佳

こそ楽しく充実したものになるんですね。仕事をしてきて良かった～と心から思った日となりました。出席できなかった方ももちろん私たちを応援してくださっている方たちにも感謝をお伝えしたいです。

この気持ちを、これからの仕事の糧にして、皆様に「ビジネスマンに頼んで良かった」「ありがとう！」と言われるように日々成長していこうと思いますので、今後とも宜しくお願いいたします。



先日「出版記念」パーティが無事に終了しました。100名近いお客様に集まって頂きまして、お祝いムード＆お客様同士の交流を満喫していただけたようでたいへん嬉しかったです。(^^) / 今年で創業8年目となりますが、ここまで多くのお客様に支えられて、いまがあるのだなあと、目の前にいらっしゃる方たちの笑顔を見て、胸が熱くなりました。パーティの裏方をやってくれたスタッフのみんなにも感謝です。仕事も人生も、家族や社員、お客様、提携先の皆様とともに創り上げるから



東洋経済新報社の編集担当、中村さんが東京から駆けつけてくれました。本の企画が通って出版されるまでの面白い話が聞けましたよ。本は、首都圏や地方でも売れ行き好調だそう。



東天紅さん、すごく雰囲気もゴージャスで素敵！料理も夜景も楽しめるサイコーの会場でした。



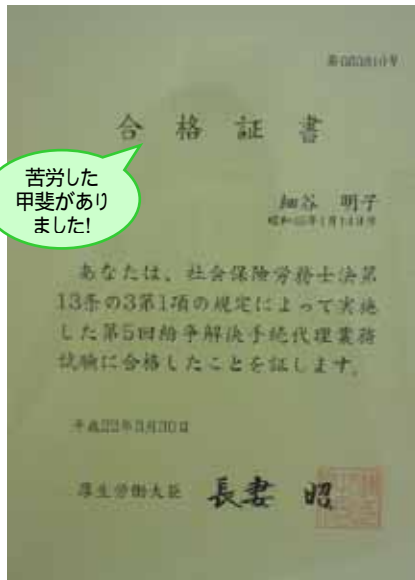
がんばーい!! (やっと飲める)

各テーブルを回って記念撮影 パチリ



本の販売コーナー
てんやわんやの賑わい
娘のゆいもお手伝い

「やっぱり合格はイイもんです！」



苦勞した
甲斐がありました!

ほそや
細谷 明子

すると「特定」がついて会社と社員との間の紛争を解決するための手続を代理できるようになるのです!

「お金も時間もかかるのね…」

昨年ふと思い立ち、試験受けよっ!と軽いノリで開始! 思いがけず行楽の秋、一番良い季節の土曜、日曜、祝日を棒に振り、受験のための勉強に勤しんでおりました…。

もし合格しなかったらマジで辛いわぁ～この時間を返して! と思ったものです。しかも、この勉強をするために10万円も費用がかかるのですから…もう、不合格なんて考えられません!

実はこの試験、例年合格率は70%ほど! さすがに社会保険労務士だけが受験するわけですし、専門業務に関する内容ですし、しっかり受験専用の勉強もするわけですから合格率も高いのです。そうはいつでも、いざ自分が受験するとなると、本当に受かるのだろうか…と心

配になるのが人情…

試験当日は、試験問題を見てギョーと思ったっけ…

結局今年の合格率は64%と例年よりは低かったのですが、社会保険労務士の試験が合格率7%程度であることを考えると、やっぱり合格して当然! と思われちゃいますよね…

あぁ～本当に良かった!

「紛争仲裁はお任せを!」

これでビジネスマンが担当できる業務も広がったわけでございます。労使紛争が起こったときは、これまたビジネスマンにご連絡を! 特定社会保険労務士のホソヤが対応させていただきます～す!



笑顔で
紛争も円満
解決?!

レッグマジックX

池田 良子

現在、ダイエット中のわたくしですが…
 痩せるどころか逆に更
 太ったような…
 ということで
新たなダイエットを
 始めました!!



それは…『レッグマジックX』です。
 通販がお好きな方ならご存知かもしれませんが、
 そう、足を左右に動かすだけの簡単
 ダイエット器具です!
 一番の魅力は、『1回たったの60秒』とい
 うところ。「そんなんで本当に効果がある
 のかなあ…痩せられるのかなあ…?」と半
 信半疑でしたが、使ってみてビックリ!!
 60秒どころか30秒でギブアップ…め
 ちゃくちゃ簡単そうに見えるのですが、実
 際にしてみると、30秒で足の筋肉が痛
 くて限界です。何とか毎日続けて、最近
 やく60秒できるようになりました。
 肝心の効果は…実はまだ出ていません
 (涙)足が以前より固くなってきていて、
 筋肉がついたような気はします。けれど
 見た目には全く変わっていません。
 まだ1カ月も経っていないんですが…へ
 へへ…(汗)
 筋肉がついて、基礎代謝が上がれば、
 それはそれでダイエットにつながりますし、
 頑張って続けてみようと思います!
 ただ、頑張りすぎて逆に足が筋肉も
 りにならないように気をつけなければ
 と思っていますが…



毎晩レッグマジックの音
 がうるさいなあ…まったく
 …

久々の

セミナー情報

さてさて…

無事に大西の著書が刊行されたわけ
 ですが、この本を出した目的は、多くの企業
 が『未払い残業代の請求問題』を抱
 えていることを知っていただきたかったこと
 と、同時にそのようなリスクを抱えたまま
 で企業経営をしていただきたくなかった
 ということなのです。
 そこで今回、この本の内容をより深く掘
 下げ、経営者の皆さまに**未払い残業代を
 発生させない労務管理**を実践して
 いただくこと、久しぶりにピジスト主催のセ
 ミナーを開催することにしました。



今回のセミナーの特徴は…

2日間で未払い残業代を発生させない
 労務管理を実現することです。ですから、
 セミナーの日程は2日間、その中
 けり会社整備をしていただきます。

日時 5月27日(木)~28日(金)

10時から16時まで(予定)

会場 追手門学院大阪城スクエア

対象 企業経営者、人事責任者

詳細は、06-7650-5708 ホソヤマまで



ダンスに夢中!!

木ノ原 佳実

皆さんは小
 さい時に何
 か習い事さ
 れていまし
 たか? 私は
 そろばん!
 最初は全く
 出来ません
 でしたが練
 習してド
 ン
 ドン出来る
 様になって



いくのが嬉しかったのを覚えています。
 4歳間近になってしっかりしてきた娘にも
 何か習い事をと考えていたら近所にバレ
 エ教室を発見!!これだ!!と今年の3月か
 ら習い始めました。最初は自分より年上
 のお姉ちゃん達に緊張しながらも曲に合
 わせて必死についていっていました。負
 けず嫌いな娘は家に帰って来て、自分
 から今日やった事を復習したいと言いま
 した。私もバレエはやった事が無いの
 ですが、覚えている範囲で一緒に復習。
 好奇心旺盛で意欲的な娘はドンドン
 覚えて今では皆と一緒に楽しそうに
 練習しています。覚えるとより楽しく
 なってきたのか、バレエの無い日でも
 散歩中に口ずさみながら踊りだす程
 に。最初は硬かった体も毎日少しずつ
 の練習で大分柔らかくなりました。継
 続は力なり!またもや娘から教わり
 ました。いつもありがとう!お母ちゃん
 も頑張るね

頑張って練習中!

スゴイでしょ



就



015

変更したら届出も！

業規則は、ホソヤに聞け！

ビジネススタイリストでは多くの会社さまの就業規則を作成させていただいております。でも「就業規則」というだけで難しそう！と思われたり…

残念ながら就業規則が力を発揮する土壌がまだまだ整っていないと感じる毎日です。そこで！できるだけ就業規則を身近に感じていただけるような情報をお届けします。

このところ、お客様から立て続けにご質問をいただいたので、その内容についてご報告しておこうと思います。

常態として従業員が10人以上いる会社の場合、**就業規則を作成して届出する義務**があるのはご存知だと思います。この届出、就業規則を作成して最初に1回届出したらハイ、終わり！ということではありません。就業規則を変更したら、**変更内容を届出**しなければならぬのです。このことは法律にも規定されているのです。

それでは、別規程を変更しても届出義務があるのか…？

別規程も含めて就業規則ですから、変更が生じたら、その内容を届出する必要があります。

以前の内容と変更点について確認されるの

か心配される方もいらっしゃると思いますが…労働基準監督署に届出した内容は、それぞれ所轄の多くの企業が届出しているわけで、一つ一つ以前の届出内容を取り出して確認する、という作業をその場でするわけではありません。そもそも紙ベースで届出している企業がほとんどでしょうから、パソコンで検索、なんてこともできません。ですから、届出した内容が法律を下回っていない限り、基本的には届出は受理されます。逐一チェックできないのです。その代わり、届出した就業規則の控に、「法律を下回る部分については無効」というような印鑑がおされていることがあるのです。

就業規則について知りたい方はお気軽にホソヤまでご連絡ください！

電話 06-7650-5708



中小企業さま向け 「給与にまつわる話」

「社会保険料の仕組みを知って人件費削減」NO.1

【はじめに】

解雇する前にできる人件費削減のポイントを12回書いてきましたが、このへんで終わりにして、今からは同じく人件費削減のターゲットとなりそうな社会保険料について書いていこうと思います。社会保険料を削減できます！といったWEBサイトも見かけます。とても上手に表現してあるのですが、実は秘策はなくて、ちょっと仕組みを利用して少しでも保険料を抑えるにはどうしたらいいのかなどが書いてあります。正直いって姑息？な手段であったり、会社にとってはとても面倒だったり、それをするのが長期的にみて、会社や社員にとって良いことなのかどうかは、冷静に判断しなければいけないケースが多いです。しかし、社会保険の仕組みはどんどん複雑になってきており、総務ご担当者も詳しい人もいれば、そうでない方もいらっしゃると思います。間違うとお金に直結しますので、正しい知識が必要です。社長さんはそういう細かいことはもちろん知りませんし、知る必要もないと思います。しかし、一旦、社会保険の仕組みをお分かりになれば、自社でのやり方を変えたほうがいい！と気づくことがあるかもしれません。総務担当では仕組みを変える発想はなかなかできませんが、経営者であれば即断即決が可能だからです。と、今回は前置きで終わってしまいました。次回お楽しみに。(大西)

読者の皆様へ

皆様のご意見、ご感想をお待ちしております！
「ニュースに載せてほしい」
「こんな話題をぜひ」
といったご要望から、
「これは分かりにくい」
「もっとこうして！」
といったご指摘まで…
何でもご意見をいただくと
私達の励みになります！
ぜひメールでお寄せください。

✉ mail@busi-st.com

ビジストニュースの内容を無断で複写・転載することはご遠慮ください。

お客様のため、スタッフ一同で一生懸命作成しております。著作権もございますので、どうぞご理解ください。

〒540-0051
大阪市中央区備後町1-4-5
堺筋東野村ビル5F

ビジストNOW

ビジスト社内のホットニュースをお伝えします！



大西も触れていますが、去る四月二十八日、天満橋の東天紅において、せん越ながら大西の出版記念パーティを開催させていただきました。タイミングもあり、移転のお祝いをいただいた方や業務をお任せいただいていたお客様に何かお返しはできないか、と急に思い立って企画させていただいたものでした。そもそもパーティを開催しようと思って動き始めたのが三月末です。余りにも時間がなくて本場にパーティなんて開催できるのだろうか…と不安がなかったわけはありません。しかし、ここでもたくさんの方々に支えられ、無事に開催することができたのです。いつもいつも周囲の方々の温かい気持ちに助けていただいているのだなと実感しました。パーティ開催で恩返しさせていただくつもりが、またまたご恩をいただいたのでした。皆さま、ありがとうございます！（ホソヤ）

ありがとうございました